

1月10日は「110番の日」

落ち着いて

伝えたいことを正確に

すわ、事件だ!! そんなとき頼りになるのが一一〇番。しかし、気が動転しているのて言いたいことがうまく伝わらないことも多いようです。これではせっかくの一一〇番も台無しです。



一月一〇日は「一一〇番の日」。そこで、正確に情報を伝えるためにはまず、落ち着いて、いつ、どこで、どんな事件(事故)が起きたか、犯人はだれか、どこに逃げたか、どこから一一〇番しているかなどを話してください。また、警察官が質問した場合もあわてずに答えましょう。

人 事

外から一一〇番しなければならぬ場合があります。この場合、公衆電話から通報することになります。街頭に設置してある公衆電話には、種類によって直接一一〇番がかけられないものもありますので注意してください。

◆日光市民生委員協議会連合会

- △会長 吉新敏明(星野喜二)
- ▽副会長 柴田タキノ(内海愛次郎) 木野内銀一郎(吉新敏明) 佐藤節夫

お気軽にご利用を 市民ギャラリー

日光郷土センター内「市民ギャラリー」の、六月末日までの利用受付を、一月五日から開始します。

日時 時から午後七時まで。○利用料は無料です。詳しいことは、中央公民館(☎五三一三七〇〇)または、日光郷土センター(☎五四一〇一一一内線一六一)へ。

今月の市民 ギャラリー

○日光書道愛好会書道展
一月二十二日(☎)〜二十七日

同和教育啓発

シリーズ ⑪

(3)明治変革期における同和問題

①四民平等

明治維新によって、わが国は封建社会から近代社会へと移行します。明治二年政府はそれまでの封建的身分制度をやめ、皇族のほか、大名と公卿を華族、武士を

公衆電話からの種類によって かけ方が違います

士族、農・工・商を平民とする新しい身分制を作り、翌三年には、それまで武士が特権として持っていた姓を、平民が名をのけることを許しました。

同和問題のおこりと経過

また、職業の自由と住居の自由を許しました。これらのことを四民平等といいます。けれども、対象地域住民は

こうした変革から取り残され、依然として賤しい身分として差別されたのです。

②解放令と問題点

○解放令とは

明治四年は、対象地域住民にとって大きな歴史的転換の契機となりました。すなわち、明治四年八月二十八日明治政

府は大政官布告第六十一号に「穢多・非人等の称廃せられ候条、自今身分職業共平民同様たるべき事」という、いわゆる解放令を發布しました。

これにより、対象地域住民は、一応、制度上の身分差別から解放されたのです。

「同和問題の解決のため」より

12月11日～1月31日 『日光早春展』

清水比庵画日光東照宮社誌「大日光」表紙絵原画、日光山輪王寺強飯式人形、日光二荒山神社弥生祭万燈、二社一寺初詣縁起物などが展示されています。

日光郷土センター 郷土資料室